

省CO₂技術に関する技術基盤強化を行う
補助事業者の募集についての公示

平成 22 年 6 月 16 日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

平成 22 年度「住宅・建築物環境対策事業費補助金（環境・リフォーム推進事業）」のうち、省CO₂技術に関する技術基盤強化を行う補助事業者の募集について公示する。

本事業は、①省CO₂技術に関する実態調査を行う者に国が必要な費用を補助することにより、省CO₂技術の導入状況等の把握・分析を行い、その成果を活用することで、省エネ基準の適合義務化に向けた中小住宅生産者における省CO₂技術の導入促進を図ること、②省エネ基準の適合義務化に向け、省エネ基準や省CO₂技術の導入に関する研修等を行う者に国が必要な費用を補助することにより、一般消費者に対する適切な問い合わせ対応など地域のサポート体制を構築すること、③省CO₂技術に関する技術マニュアルの作成・技術的知見の収集及びこれらに必要な調査を行う者に国が必要な費用を補助することにより、省エネ基準の適合義務化に向けた住宅・建築物の省エネ措置に関連した新たな評価手法の検討・開発等を行うことを目的とする。

1. 公募期間

平成 22 年 6 月 16 日(水)10 時 00 分～平成 22 年 6 月 30 日(水)18 時 00 分

(必着)

2. 公募対象事業者の要件

次の(1)から(4)までの全てを満たす者であることを要件とする。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること
- ・本事業の実施によって得た成果を広く一般に公開すること

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・補助事業の実施の方法等の補助事業の実施に関する計画が、補助事業の適確な実施のために適切なものであること。
- ・補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること
- ・補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

- ・省CO₂技術（省エネ基準、トップランナー基準等）の内容を正しく理解し、効率的に事業を行う能力を有すること。なお、3.（1）を実施する者にあつては、地域区分ごとに一定規模以上の情報を収集する能力を有すること、3.（2）を実施する者にあつては、全国展開できるサポート体制の構築を効率的に行う能力を有すること、3.（3）を実施する者にあつては、省エネ基準の適合義務化に向けた住宅・建築物全体の一次エネルギー消費量に係る省エネルギー性能評価ツールの開発に係る技術能力を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

(4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 公募対象事業

省CO₂技術に関する次のいずれかに該当する取組みの実施。

(1) 省CO₂技術に関する実態調査

- ①住宅・建築物に係る省エネ技術の導入状況実態調査
- ②省エネリフォームに係る省エネ技術の導入状況実態調査
- ③省エネリフォームと併せて実施する工事内容実態調査

(2) 省CO₂技術に関する技術基盤強化を図るための地域のサポート体制を構築する事業

- ①省エネ基準や省CO₂技術の導入に関する研修テキストの作成
- ②省エネ基準や省CO₂技術の導入に関する研修の企画・運営
- ③省エネ基準や省CO₂技術の導入に関するサポート体制の構築

(3) 省CO₂技術に関する技術マニュアルの作成・技術的知見の収集及びこれらに必要な調査を行う事業

- ①住宅・建築物の省エネ基準・省CO₂技術に関連した技術マニュアルの作成
- ②住宅・建築物の省エネ基準・省CO₂技術に関連した評価手法の検討・開発

4. 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成22年6月16日(水)12時00分～平成22年6月29日(火)18時00分

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課

5. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成 22 年 6 月 30 日(水)18 時 00 分まで (必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課

(3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 藤原、^{くわはら}栗原

電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、F A X等)にて受け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

6. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書等を提出した者を採択する。

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(4)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 詳細は説明書による。